

令和 2 年 度

公益財団法人 神戸国際協力交流センター 事業概要

市 長 室

目 次

I 財団設立の趣旨	-----	1
II 財団の概要		
1 名 称	-----	1
2 所在地	-----	1
3 設立年月日	-----	1
4 基本財産	-----	1
5 機構及び職員数	-----	2
6 評議員・役員等	-----	3
III 定 款	-----	4
IV 令和元年度事業報告		
1 事業報告	-----	13
2 事業別収支計算書	-----	26
3 正味財産増減計算書	-----	27
4 貸借対照表	-----	28
5 財産目録	-----	29
6 事業別収入明細書	-----	30
7 事業別支出明細書	-----	31
8 収支計算書	-----	32
(参考)H29～R 元年度財務状況	-----	33
V 令和2年度事業計画		
1 事業計画	-----	34
2 経営改善の取組み状況	-----	43
3 事業別予定収支計算書	-----	45
4 予定正味財産増減計算書	-----	46
5 予定貸借対照表	-----	47
6 事業別予定収入明細書	-----	48
7 事業別予定支出明細書	-----	49
8 収支予算書	-----	50

I 財団設立の趣旨

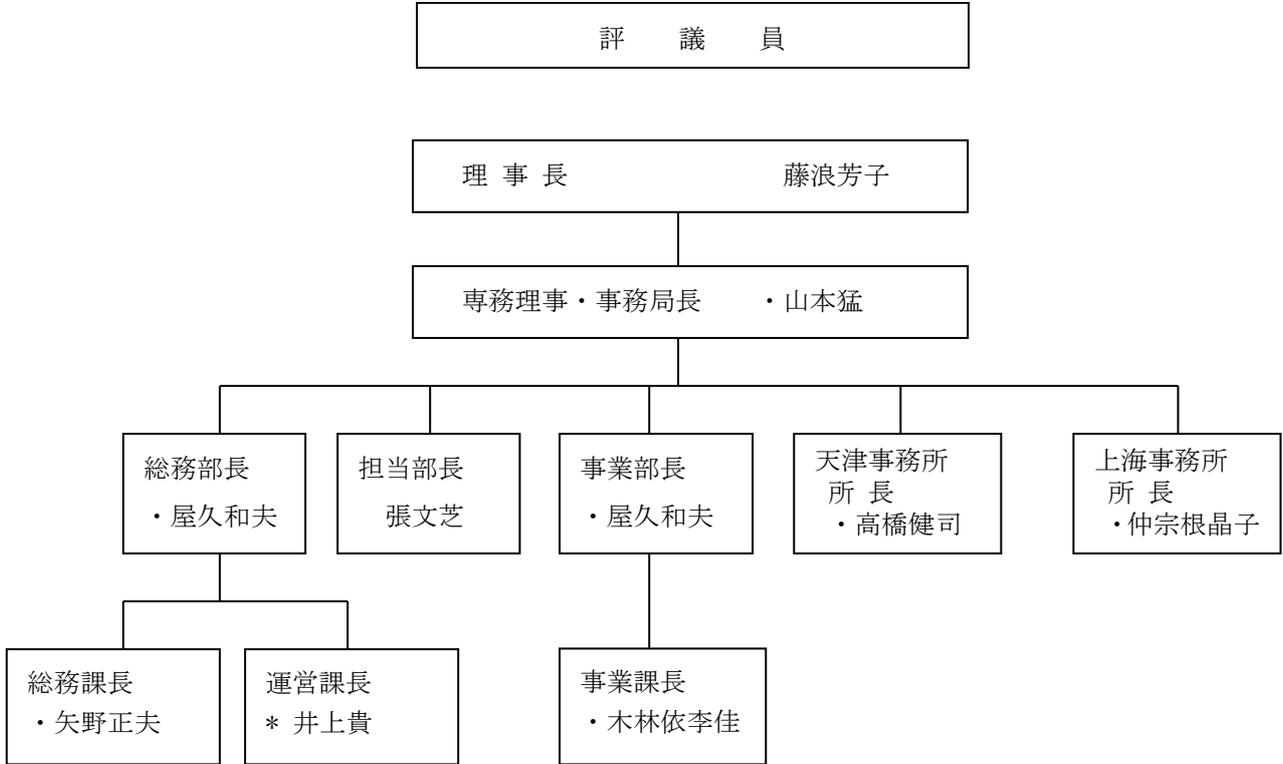
神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

II 財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸国際協力交流センター
- 2 所 在 地 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
神戸商工貿易センタービル2階
- 3 設立年月日 平成5年7月14日
※公益財団法人へ移行 平成23年4月1日
- 4 基本財産 300,000千円（神戸市100%出捐）

5 機構及び職員数

(1) 機構



(注) ・は神戸市派遣職員 *は神戸市再任用職員

(2) 職員数 (役員を除く)

(令和2年7月1日現在)

	部長	課長	係員	計
総 務 部	2 (1)	2 (1)	10	14 (2)
事 業 部	総務部長兼務	1 (1)	3	4 (1)
天津事務所	1 (1)			1 (1)
上海事務所	1 (1)			1 (1)
計	4 (3)	3 (2)	13	20 (5)

(注) ()は神戸市派遣職員内書 (神戸市派遣職員の役員1名を除く)

6 評議員・役員等

令和2年7月1日現在

評議員（7名）

役職名	氏名	現職名
評議員	石田 勝則	公益財団法人兵庫県国際交流協会専務理事
評議員	キラシ S. セティ	在日米国商工会議所特別顧問
評議員	佐藤 恭仁彦	独立行政法人国際協力機構関西センター所長
評議員	筒井 勇雄	神戸市市長室長
評議員	林 芳樹	神戸新聞社特別編集委員兼論説顧問
評議員	室崎 益輝	公立大学法人兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長
評議員	吉井 昌彦	国立大学法人神戸大学理事・副学長

理事（8名）・監事（2名）

役職名	氏名	現職名
理事長	藤浪 芳子	昭和精機株式会社取締役会長
副理事長	井上 典之	国立大学法人神戸大学大学院法学研究科教授
専務理事	山本 猛	神戸市市長室担当局長
理事	井上 真二	公益財団法人神戸YMCA総主事
理事	草薙 真一	公立大学法人兵庫県立大学国際商経学部教授
理事	林 範彦	公立大学法人神戸市外国語大学教授
理事	村元 四郎	公益社団法人兵庫県工業会副会長
理事	山下 淑子	長田区連合婦人会会長
監事	飯塚 敏勝	税理士法人鳩合同会計事務所所長
監事	平岡 靖敏	神戸商工会議所産業部長

Ⅲ 定款

公益財団法人 神戸国際協力交流センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸国際協力交流センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する事業
- (2) 市民の国際交流と多文化共生に関する事業
- (3) 留学生支援に関する事業
- (4) 海外事務所の運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。ただし、同項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は、神戸市と海外との間においても行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日日の 3 日前までに評議員に対して、書面で通知を発する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする

3 理事長以外のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事、常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3名以内とする。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項の場合においては、理事会の議長は、理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(委任)

第42条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規定、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	公債他 300,000,000 円

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

IV 令和元年度事業報告

1 事業報告

神戸市が国際都市として更なる発展を続けていくため、今後の国際交流施策に関する指針として平成28年3月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」、及び平成30年3月に策定した当財団の「中期経営計画」に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業、④海外事務所の運営事業を重点として各種事業を推進した。

事業の推進にあたっては、当財団が持つ人的ネットワーク・情報・ノウハウを活かして、市民、国際協力・国際交流団体、国際機関等との連携を一層強化していくとともに、広報の強化、サービスの向上に努めた。

【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官等に対する研修及び国際協力NGOとの連携による国際協力の事業を行った。

(1) 自治体国際化協会（CLAIR）自治体国際協力促進事業

カンボジア王国での教員養成支援及び指導教員の指導力向上支援事業

神戸市教員OB1名をカンボジアの小学校教員養成校に派遣し、授業に効果的に実験を組み込む教授法を伝えるなど、指導教員の能力向上に向けて支援を行った。併せて、学校現場での実験教材不足に対応するため、自作教材の作成及び作成方法の指導を行った。

(2) 国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業

ベトナム・ハナム省におけるものづくり人材育成事業

ハナム省職業訓練短期大学における日系企業のニーズに対応した教育内容・指導体制を構築するため、同大学の教員を対象とした研修員の受け入れや専門家の同大学への派遣など、ものづくり人材育成事業を実施した。

令和元年度は訪日研修（年1回）と専門家派遣（年2回）を行い、5S・安全とものづくりの基礎知識に関する研修、現地日系企業を招いての模擬授業の実施など、同大学の教育内容改善の支援と現地日系企業との連携強化を行った。また、元年度は、3年間のプロジェクト（平成29年3月開始）の最終年度であるため、神戸市立工業高等

専門学校校長も同行し、同校とハナム省職業訓練短期大学との間で、今後の国際交流・協力の継続に関する覚書（MOU）が締結された。

（3）国際協力機構（JICA）国内研修受託事業

ア. イラン地方自治体における防災能力強化研修 [参加者数：16人]

イランの行政官に対して、各種災害に対する適切な地域防災計画策定のため、災害発生から復興にいたるまでの災害対策等に関する研修を実施した。

イ. コミュニティ防災研修 [参加者数：11人（11か国）]

神戸市独自の取り組みである「防災福祉コミュニティ（防コミ）」の実例を学び、実践するための研修を神戸市消防局、学術機関、NPO法人等の協力を得て実施した。

ウ. 災害に強いまちづくり戦略研修 [参加者数：7人（6か国）]

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害を教訓に、自然災害に強いまちづくりを実現するための実践的な取り組み、手法等に関する研修を実施した。

エ. 中南米総合防災行政研修 [参加者数：13人（9か国）]

中南米の行政官に対して、日本の多様な災害対策に関する理解を通じ、自国・地域の防災・減災計画を策定するための研修を実施した。

オ. 迅速な復旧、より良い復興に向けた防災 [参加者数：16人（11か国）]

世界各地の災害多発国の行政官に対して、復興に向けた事前計画、住宅や生計の再構築、安全なコミュニティの開発、地域の産業と経済の回復システムなど、多くの災害経験を通じて蓄積された日本の知識を共有するための研修を実施した。

（4）国際協力調査事業

「カンボジア王国での教員養成支援及び指導力向上支援事業」において、令和3年度以降の事業展開に向けた調査を行うために、令和2年2月に神戸市外国語大学の教育学の専門家と共にカンボジアを訪問した。今後のカンボジアでの新たな事業開始に向けて、情報収集や協議を行った。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施した。

(1) 神戸国際コミュニティセンター（KICC）の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧サービス、国際交流団体への貸会議室の提供などを行った。令和元年4月の改正入管法施行により、さらなる外国人の増加が見込まれることから、同年9月に相談業務の拡充、ホームページのリニューアルを行った。

○神戸国際コミュニティセンター（平成2年5月29日開設）

◆所在地 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル2階

◆開館時間 月曜日～金曜日 10:00～20:00、土曜日 10:00～17:00

日曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休館

◆利用者数 30,521人

ア. 情報収集・提供事業

①神戸リビングガイドの運営

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報をやさしい日本語と11言語(日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語)で提供した。

②窓口及び電話による情報提供 [実績：5,377件]

③図書コーナー・情報提供コーナー

○図書・雑誌・新聞 国際交流、日本語学習、日本文化紹介等 約3,500冊

○図書貸出数：5,571冊

④多言語メールマガジンの配信

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信した。

イ. 相談事業（ワンストップサービス） [実績：463件]

①生活相談 [実績：420件]

○対応言語：11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

- 多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金、ベトナム語：月・水、
韓国・朝鮮語：金、スペイン語：火・木、フィリピン語：水、インド
ネシア語：金、ネパール語：月、ポルトガル語：木、タイ語：火
- 相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）
- タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスや、携帯翻訳機ポケットク
を導入。

②専門相談 [実績：43件]

- ・行政書士による入国在留許可、行政手続などの専門相談を実施した。
- 相談日時 第1・3水曜日 13:00～16:00
- ・大阪出入国在留管理局神戸支局による出入国・在留手続等に関する専門相談を
実施した。
- 相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

③外国人相談窓口担当者連絡会(GONGO) [実績：4回開催 参加団体14団体]

市内及び近郊で外国人市民の生活相談を行っている公的団体及びNGOの担当
者の知識や技術向上のため、専門家を招いた研修を実施するとともに、参加者同士の
情報交換を行った。また、「ひょうご国際交流団体連絡協議会」を構成する県内の国
際交流協会等にもオブザーバー参加させることにより、県内市町の国際交流協会と
の連携を深めた。

ウ. 通訳翻訳支援事業

①三者通訳事業 [実績：103件]

区役所からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区職員・相談者・当財団職員
による三者通話）を実施した。

- 対応言語：10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、
フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、
タイ語）

②同行通訳事業 [実績：57件]

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体と協働で通訳者を無料
で派遣する同行通訳を実施した。

- 対応言語：11言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、
フィリピン語、フランス語、インドネシア語、ネパール語、
ポルトガル語、タイ語）

③災害時通訳翻訳ボランティア事業 [登録者：69人 令和2年3月末現在]

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民に対し、平
常時からご協力いただいているKICCサポーター（カウンターボランティア及び学習

支援ボランティア) や、善意通訳団体などの国際交流団体に加えて、災害時に避難所・区役所などで通訳、翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集、登録、研修等を実施した。

また、近畿地域の地域国際化協会連絡協議会 9 団体で災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練、研修に参加した。

エ. 日本語文化学習支援事業

外国人市民に対し、日本語・文化サポーターが日本語及び日本文化(華道、書道)をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民の日本語学習等を支援するとともに、市民レベルの国際交流を促進した。

○登録者数：令和2年3月末現在 720 人

○活動実績：月平均 347 組

オ. 日本語サポーター育成事業

- ・入門講座〔実績：7回コース2回 参加者計58人〕
- ・実践講座〔実績：10回コース1回 参加者16人、兵庫日本語ボランティアネットワークと共催〕

(2) 神戸市における地域日本語教育体制整備事業

日本語能力が十分でない外国人市民に対して、それぞれのライフスタイルと能力に応じて日本語を学習できる機会を提供することで、生活等に必要な日本語能力を身に付け、日本人も外国人も住みやすいまちづくりを実現する。

ア. 総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターの設置と総合調整会議の開催

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターを設置し、課題整理と施策の方向性の策定を目的に、外国人コミュニティ団体、日本語教室、日本語学校、大学、技能実習生受入団体、兵庫県国際交流協会、神戸市教育委員会、神戸市関係機関の関係者からなる総合調整会議を設置し、これを開催した。

○令和元年7月23日(火)

○令和2年1月19日(水)

イ. 初級日本語クラスの開催

○新長田「ふたば国際プラザ」

- ・開催期間：令和元年10月29日(火)～12月18日(金)
- ・授業時間：全22回 37.25時間
- ・学習者：7名
- ・託児：4名が利用

○K I C C

- ・開催期間：令和2年1月22日(水)～2月27日(木)
- ・授業時間：初級1, 2, 3 各クラス 全20回 40.00時間

- ・ 学習者 : 初級1 (4名), 初級2 (10名), 初級3 (3名)
- ・ 託児 : 6名が利用

ウ. 市内日本語教室のネットワーク化

- ・ 市内日本語教室訪問
- ・ 日本語教室連絡会議を開催(令和2年1月29日)し、15教室、31名の関係者が出席。地域日本語教室を取り巻く諸課題(人材、場所等)について話し合った。

エ. 日本語サポーター研修会

- ・ 日本語教育の専門家、文化庁担当官らを招き実施、サポーター33名が参加(令和2年2月4日)。

オ. 日本語学習アドバイザーの設置

- ・ 支援者、日本語教室などからの相談を受けた。

(3) 市民レベルの国際交流事業

ア. 多文化交流会 [実績: 参加者計 201人]

国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流を促進するため、日本での生活、文化に関する講習会など各種の講習会や交流会を開催した。

イ. 神戸コミュニティフォーラム [実績: 参加者計 104人]

「Creating Multicultural Spaces (多文化交流拠点について考えよう)」をテーマに、神戸市立葺合高校生によるキックオフプレゼンテーションと12のグループによるワークショップを行った。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止となった多文化交流会

- KICC 市民講座×JICA 国際協力出前講座 映画シンプルギフト上映会
令和2年2月29日予定、(公財)神戸国際協力交流センター会議室
- 神戸国際交流フェア2020
令和2年3月14日・15日予定、神戸市勤労会館、スペースシアター

(5) 国際化推進事業助成 [実績: 10件]

国際協力・国際交流事業を行う団体が主催する市民啓発等を目的とした事業と外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行った。

(6) 日本語教室の開催支援

三宮の神戸国際コミュニティセンターに来所できない外国人市民の利便を図るため、東灘区と長田区において、民間の国際協力、国際交流団体が低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行った。

(7) ふたば国際プラザ（令和元年6月1日開設）

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢などの区別なく、市民が集い利用できる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」を基本理念として、ふたば国際プラザ（長田区ふたば学舎内）を運営した。

◆所在地 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号

◆開館時間 水・木・金・土 10:00～20:30

火・日・祝 10:00～17:00

月及び年末年始(12/28～1/5)は休館

(月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日に休館)

【留学生支援事業】

神戸市留学生奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、留学生の市内の文化施設見学支援、就職活動支援等に加え奨学生が SNS で神戸市情報を母国語で発信するなど、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解の促進を図った。

(1) 奨学生事業

ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する外国からの私費留学生より 30 人を選考した。

○奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）

○支給額 月額 8 万円

・奨学金は篤志者からの寄付を得て造成した基金を原資に神戸市で予算措置し、神戸市から奨学生に直接支給。

○支給者数 30 人

令和元年度支給者内訳

大学：7 大学

（神戸学院大学 2 人、神戸国際大学 1 人、神戸市外国語大学 2 人、神戸大学 9 人、神戸山手大学 1 名、日本経済大学神戸三宮キャンパス 12 人、兵庫県立大学 3 人）

出身：10 か国

（イギリス 1 人、インドネシア 1 人、韓国 1 人、中国 12 人、ネパール 4 人、バングラデシュ 1 人、ベトナム 7 人、ベルギー 1 人、モルドバ 1 人、ラオス 1 人）

イ. 奨学生関連事業

①市民との交流機会の提供

○奨学生が自国文化を市民に紹介する行事「留学生異文化交流サロン」の開催（2 回）

②奨学生同窓会の運営

奨学生及び奨学生OB、OGの結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深めていただくため平成 27 年度に設立した同窓会を運営し、第 5 回同窓会を開催した。

③奨学生OB、OGへの情報提供

奨学生の会報紙「夢 in KOBE」及び奨学生名簿を作成、送付した。

④留学生による神戸市情報の発信

奨学生が神戸のおすすめの場所や店を日本語と母国語で投稿する Facebook ページ「Kokko Kobe (コッコ コウベ)」を運営するとともに、インスタグラムも活用して、留学生による情報発信を行った。

(2) 文化施設見学支援

市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化、社会教育施設等（38 施設）が連携し、留学生とその家族が無料で施設見学ができる「はっぴいめもりーパスKOB E」を発行した。（約 8,600 枚／年）

(3) 就職活動の支援

神戸市海外ビジネスセンターとの共催により、模擬面接・エントリーシート講座を行う「グローバル人材ワーキング」を開催したほか、企業ブースを設置してプレゼンテーションや面談の場を提供する「外国人のための合同企業説明会」（参加企業 41 社、留学生 473 人参加）を開催した。

(4) 大学の同窓会組織との連携強化と菅原奨学金奨学生同窓会との交流

神戸大学留学生同窓会北京支部（「コウベ・インターナショナル・クラブ」北京支部）と北京の日本大使館において「学生による神戸応援コンテスト」を開催した。

また北京と天津で菅原奨学金奨学生の同窓会員との交流を実施した。

【海外事務所の運営事業】

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施した。

(1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

ア. 友好都市交流事業

- 天津市長の来神に係る連絡調整
- 天津市との教育・港湾・医療交流など友好交流事業の連絡調整
- ジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続について、中国政府外交部や中国国家林業・草原局、中国野生動物保護協会など政府関係機関との連絡調整

イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ジェトロ対日投資セミナー北京・上海への出展
- 中国企業の神戸進出や地元企業の中国進出のサポート

ウ. 国際医療交流の推進

- 天津市等主催の「世界知能大会」や日中先進医療技術フォーラム等の国際医療に関する会議への参加、現地医療機関及び国際医療コーディネーター企業との連絡調整など、神戸医療産業都市の中国との国際医療交流の推進に係る連絡調整
- 天津医科大学及び神戸大学との連携協定の締結や国際医療交流連携推進会議などの医療交流の推進に係る連絡調整

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 天津伊勢丹と連携した神戸の地場産品の物産展や観光 PR の実施に係る連絡調整
- 自治体国際化協会、日本政府観光局及び神戸観光局と連携した「北京国際旅行博覧会」への出展

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 「コウベ・インターナショナル・クラブ」北京支部主催の「学生による神戸応援提案コンテスト」についての運営支援
- スマートシティなど市政の重要政策に係る現地情報収集と調査報告書の作成
- 天津市政府をはじめとする各種視察の受入れ調整

(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

ア. 都市間交流促進事業

- 阪神国際港湾(株)からの研修生受入れ
- 「ポートオーソリテイズ・ラウンドテーブル」（神戸で開催）の参加港との協力関係の推進（上海港ほか）

イ. 船社、貨物、客船の誘致

- 「神戸のつどい in 上海」セミナーを開催し、神戸港の現況や神戸港を利用時のインセンティブ制度等を説明（約 70 人参加）
- 貨物船の新規航路 2 航路を開設
- クルーズ船では初入港となる「スペクトラム・オブ・ザ・シーズ」ほか延べ 10 隻を誘致

ウ. ビジネスチャンスの創出及び企業支援

- 上海進出日系企業への訪問、情報提供（神戸港のインセンティブ制度など）
- セミナー出席者や百貨店関係者等への神戸商品の PR

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 例年「香港ジュエリーフェア」へ参加し神戸の地元企業等とともに神戸パールを PR しているが、令和元年度は香港の民主化デモ及び新型コロナウイルスの影響によって参加を見送り。
- 神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事を中国の動画サイト「Youku」（ようく、中国版 YouTube）や SNS「微博」（Weibo、中国版 Twitter）等を通じて情報発信
- 上海伊勢丹での物産展「神戸フェスタ」（令和 2 年 2 月）の開催についても新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度に延期。

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 上海を中心とした中国国内の物流動向の調査
- 中国の自動化設備大手メーカー ZPMC を招き、神戸でセミナーを開催し、港湾施設の自動化が進む中国の現況を紹介

【その他の事業】

(1) 神戸市外国語大学との連携事業

令和2年3月14日、15日開催予定であった神戸国際交流フェア2020の学生ボランティア運営委員を誘致するため、学内での募集プレゼンテーション会の開催にご協力いただいた。その結果、5名の学生が委員となり、半年間にわたり、企画運営会議に参加した。

(再掲)

「カンボジア王国での教員養成支援及び指導力向上支援事業」において、令和3年度以降の事業展開に向けた調査を行うために、令和2年2月に神戸市外国語大学の教育学の専門家と共にカンボジアを訪問した。今後のカンボジアでの新たな事業開始に向けて、情報収集や協議を行った。

(2) 関西領事団の運営支援

在関西の各国総領事館、名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営を支援するとともに、同事務所を通じて神戸市の情報の発信等を行った。

2 事業別収支計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	243,307,454	公益目的事業会計	243,091,352
国際協力事業収入	58,674,800	国際協力事業支出	58,221,587
国際交流・多文化共生事業収入、 留学生支援事業収入	136,822,214	事業費支出	58,051,174
		特定資産取得支出	170,413
		国際交流・多文化共生事業支出、 留学生支援事業支出	137,059,325
		事業費支出	121,310,232
		特定資産取得支出	15,749,093
海外事務所運営事業収入	47,810,440	海外事務所運営事業支出	47,810,440
収益事業等会計	8,942,600	収益事業等会計	8,942,600
利用者等利便事業収入	248,111	利用者等利便事業支出	119,860
		事業費支出	105,960
		法人税等支出	13,900
その他事業(連携・支援)収入	8,694,489	その他事業(連携・支援)支出	8,822,740
法人会計	16,843,157	法人会計	16,083,503
管理収入	16,843,157	管理支出	14,868,312
		特定資産取得支出	185,991
		固定資産取得支出	907,200
		法人税等支出	122,000
当期収入合計(A)	269,093,211	当期支出合計(D)	268,117,455
前期繰越収支差額(B)	4,315,889	当期収支差額(A) - (D)	975,756
収入合計(A) + (B) = (C)	273,409,100	次期繰越収支差額(C) - (D)	5,291,645

3 正味財産増減計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	34,975,406	
受取補助金等	215,410,008	
受取寄附金	1,924,589	
雑収益	262,434	
経常収益計		254,506,437
(2) 経常費用		
事業費	237,649,380	
管理費	15,312,859	
経常費用計		252,962,239
当期経常増減額		1,544,198
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益計		0
(2) 経常外費用	2	
経常外費用計		2
当期経常外増減額		△ 2
税引前当期一般正味財産増減額		1,544,196
法人税、住民税及び事業税		135,900
当期一般正味財産増減額		1,408,296
一般正味財産期首残高		25,633,633
一般正味財産期末残高		27,041,929
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	4,201,200	
受取寄附金	11,000,000	
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 4,473,015	
当期指定正味財産増減額		12,662,185
指定正味財産期首残高		309,267,698
指定正味財産期末残高		321,929,883
当期正味財産増減額		14,070,481
正味財産期首残高		334,901,331
III 正味財産期末残高		348,971,812

4 貸借対照表

(令和2年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	34,945,339	未払金	34,637,549
未収金	4,817,182	未払法人税等	135,900
前払金	1,078,465	前受金	9,000
流動資産合計	40,840,986	預り金	266,892
2. 固定資産		仮受金	500,000
(1) 基本財産		賞与引当金	2,785,350
投資有価証券	299,962,767	流動負債合計	38,334,691
基本財産引当預金	37,233	2. 固定負債	
基本財産合計	300,000,000	退職給付引当金	3,498,606
(2) 特定資産		固定負債合計	3,498,606
建物附属設備	1,097,464	負債合計	41,833,297
什器備品	1,702,126	III 正味財産の部	
退職給付引当資産	3,498,606	1. 指定正味財産	
減価償却引当資産	10,545,171	受取補助金	5,163,980
修繕積立資産	2,000,000	寄附金	316,765,903
財政調整積立資産	9,661,997	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
アジア国際協力積立資産	5,765,903	(うち特定資産への充当額)	21,929,883
国際交流積立資産	11,000,000	指定正味財産合計	321,929,883
ソフトウェア	2,364,390	2. 一般正味財産	
特定資産合計	47,635,657	一般正味財産	27,041,929
(3) その他固定資産		(うち基本財産への充当額)	(0)
建物附属設備	1,243,617	(うち特定資産への充当額)	(22,207,168)
什器備品	1,079,849	一般正味財産合計	27,041,929
保証金	5,000	正味財産合計	348,971,812
その他固定資産合計	2,328,466	負債及び正味財産合計	390,805,109
固定資産合計	349,964,123		
資産合計	390,805,109		

5 財産目録

(令和2年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	34,945,339	未払金	34,773,449
現金手許有高	206,645	神戸市補助金返還 他	
普通預金	34,738,694	前受金	9,000
未収金	4,817,182	貸し会議室使用料	
JICA受託収益等		預り金	266,892
前払金	1,078,465	所得税預り金 他	
海外旅行総合保険等		仮受金	500,000
流動資産合計	40,840,986	賞与引当金	2,785,350
固定資産		流動負債合計	38,334,691
基本財産		固定負債	
投資有価証券	299,962,767	退職給付引当金	3,498,606
兵庫県債 他		固定負債合計	3,498,606
基本財産引当預金	37,233	負債合計	41,833,297
三井住友銀行普通預金		正味財産	348,971,812
基本財産合計	300,000,000		
特定資産			
減価償却引当資産	10,545,171		
三井住友銀行普通預金			
修繕積立資産	2,000,000		
三井住友銀行普通預金			
財政調整積立資産	9,661,997		
三井住友銀行普通預金			
アジア国際協力積立資産	5,765,903		
三井住友銀行普通預金			
国際交流積立資産	11,000,000		
三井住友銀行普通預金			
建物附属設備	1,097,464		
ローパーティション			
什器備品	1,702,126		
防犯ゲート、書架			
ソフトウェア	2,364,390		
ボランティア管理システム他			
退職給付引当資産	3,498,606		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	47,635,657		
その他の固定資産			
建物附属設備	1,243,617		
什器備品	1,079,849		
保証金	5,000		
その他固定資産合計	2,328,466		
固定資産合計	349,964,123		
資産合計	390,805,109		

6 事業別収入明細書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	243,307,454	34,975,406	195,402,293	12,929,755
国際協力事業収入	58,674,800	28,377,116	28,373,095	1,924,589
国際交流・多文化共生事業収入、 留学生支援事業収入	136,822,214	6,598,290	119,218,758	11,005,166
海外事務所運営事業収入	47,810,440	0	47,810,440	0
収益事業等会計	8,942,600	0	8,694,489	248,111
利用者等利便事業収入	248,111	0	0	248,111
その他事業(連携・支援)収入	8,694,489	0	8,694,489	0
法人会計	16,843,157	0	14,900,000	1,943,157
管理収入	16,843,157	0	14,900,000	1,943,157
合 計	269,093,211	34,975,406	218,996,782	15,121,023

7 事業別支出明細書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	243,091,352	58,414,068	168,757,778	15,919,506
国際協力事業支出	58,221,587	26,730,573	31,320,601	170,413
事業費支出	58,051,174	26,730,573	31,320,601	0
特定資産取得支出	170,413	0	0	170,413
国際交流・多文化共生事業支出、 留学生支援事業支出	137,059,325	31,683,495	89,626,737	15,749,093
事業費支出	121,310,232	31,683,495	89,626,737	0
特定資産取得支出	15,749,093	0	0	15,749,093
海外事務所運営事業支出	47,810,440	0	47,810,440	0
収益事業等会計	8,942,600	0	8,928,700	13,900
利用者等利便事業支出	119,860	0	105,960	13,900
事業費支出	105,960	0	105,960	0
法人税等支出	13,900	0	0	13,900
その他事業(連携・支援)支出	8,822,740	0	8,822,740	0
法人会計	16,083,503	5,434,736	9,433,576	1,215,191
管理支出	14,868,312	5,434,736	9,433,576	0
特定資産取得支出	185,991	0	0	185,991
固定資産取得支出	907,200	0	0	907,200
法人税等支出	122,000	0	0	122,000
合 計	268,117,455	63,848,804	187,120,054	17,148,597

8 収支計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,925,000	
事業収入	34,975,406	
補助金等収入	218,996,782	
寄付金収入	11,000,000	
雑収入	262,434	
事業活動収入計		267,159,622
2. 事業活動支出		
事業費支出	236,100,546	
管理費支出	14,868,312	
法人税等	135,900	
事業活動支出計		251,104,758
事業活動収支差額		16,054,864
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
基本財産引当預金取崩収入	9,000	
アジア国際協力積立資産取崩収入	1,924,589	
投資活動収入計		1,933,589
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	16,105,497	
固定資産取得支出	907,200	
投資活動支出計		17,012,697
投資活動収支差額		△ 15,079,108
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		4,315,889
次期繰越収支差額		5,291,645

(参考) H29～R元財務状況

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	30 → 元増減	
正味財産増減計算書	当期経常増減額	▲ 143	▲ 1,449	1,544	2,993	
	経常収益	248,216	238,625	254,506	15,881	
	うち公益	221,264	211,863	228,721	16,858	
	うち公益以外	26,952	26,762	25,785	▲ 977	
	経常費用	248,359	240,074	252,962	12,888	
	うち事業費(公益)	222,369	213,741	228,721	14,980	
	うち事業費(公益以外)	15,317	15,260	8,928	▲ 6,332	
	うち管理費(公益)	0	0	0	0	
	うち管理費(公益以外)	10,673	11,073	15,313	4,240	
	評価損益等	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	129	137	135	▲ 2	
	当期一般正味財産増減額	▲ 272	▲ 1,586	1,409	2,995	
	一般正味財産期首残高	27,491	27,219	25,633	▲ 1,586	
	一般正味財産期末残高	27,219	25,633	27,042	1,409	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 680	866	12,662	11,796
		指定正味財産増加額	1,934	3,602	17,135	13,533
		指定正味財産減少額	2,614	2,736	4,473	1,737
うち一般正味財産への振替額		▲ 2,614	▲ 2,736	▲ 4,473	▲ 1,737	
指定正味財産期首残高		309,082	308,402	309,268	866	
指定正味財産期末残高		308,402	309,268	321,930	12,662	
正味財産期首残高	336,573	335,621	334,901	▲ 720		
当期正味財産増減	▲ 952	▲ 720	14,071	14,791		
正味財産期末残高	335,621	334,901	348,972	14,071		
貸借対照表(B/S)	資産合計	372,598	383,048	390,805	7,757	
	流動資産	39,104	47,477	40,841	▲ 6,636	
	固定資産	333,494	335,571	349,964	14,393	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	36,977	48,147	41,833	▲ 6,314	
	流動負債	35,061	45,347	38,334	▲ 7,013	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	1,916	2,800	3,499	699	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	335,621	334,901	348,972	14,071	
指定正味財産	308,402	309,268	321,930	12,662		
一般正味財産	27,219	25,633	27,042	1,409		

V 令和2年度事業計画

1. 事業計画

神戸市が平成28年3月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」、及び当財団が平成30年3月に策定した「中期経営計画」に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業及び④海外事務所の運営事業を重点に事業を推進し、神戸の更なる国際都市としての発展や、国際社会の平和と発展に寄与するよう努める。

【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官、教員、技術者等に対する研修及び国際協力NGOとの連携による国際協力事業を行う。

(1) カンボジア王国における教育人材育成支援事業

神戸市教員OB1名をカンボジアの小学校教員養成校に派遣し、指導教員の能力向上に向けた支援を実施する。併せて、学校現場での実験教材不足に対応するため、自作教材の作成及び作成方法の指導を実施する。

(2) 国際協力機構（JICA）国内研修受託事業

ア. 中南米総合防災行政研修

中南米の行政官に対して、自然災害による人的・経済被害を軽減するため、事例学習及び地方防災計画案の策定を通じた、優先的に実施すべき具体的な防災対策の立案に焦点をあて、具体的方策に関する知識を身につける研修を実施する。

イ. イラン地方自治体災害対策研修

イランの大・中都市の行政官に対して、各種災害に対する適切な防災計画を策定・改善するため、事例学習及び地方防災計画案の策定を通じた、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深める研修を実施する。

ウ. コミュニティ防災研修

神戸市独自の取り組みである「防災福祉コミュニティ（防コミ）」の理念、仕組み、実例を学び、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得する研修を実施する。

エ. 災害に強いまちづくり戦略研修

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった、自然災害に強いまちづくりを実現するための実践的な取り組み・手法等を学ぶ研修を実施する。

(3) 国際協力調査事業

市内企業の海外進出や販路開拓など将来の経済交流につながる国際協力、及び阪神・淡路大震災の被災経験から得た「防災・減災」のノウハウによる国際協力を推進するため、プロジェクト案件の形成に向けた開発途上国の実態調査・ニーズ調査を行う。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施する。

(1) 神戸国際コミュニティセンター（KICC）の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧、国際交流団体への貸会議室の提供などを行う。

ア. 情報提供・案内事業

①神戸リビングガイドの運営

(ポータルサイトによるワンストップ情報発信)

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報を 11 言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供する。

②窓口及び電話による情報提供

外国人市民に生活情報など様々な情報を提供する。

③図書コーナー・情報提供コーナー

国際交流、日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍、海外の新聞・雑誌や自由に閲覧できる図書コーナー及び行政情報等の提供コーナーを運営する。

④多言語メールマガジンの配信

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信する。

イ. 相談事業（ワンストップサービス）

①生活相談

電話及び窓口で外国人市民の日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供する。

○対応言語：11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

○多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金、ベトナム語：月・水、韓国・朝鮮語：金、スペイン語：火・木、フィリピン語：水、インドネシア語：金、ネパール語：月、ポルトガル語：木、タイ語：火
上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスや、ポCKET（携帯型翻訳機、74言語）により対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）

②専門相談

・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施

○相談日時 第1・3水曜日 13:00～16:00

・大阪出入国在留管理局神戸支局職員による出入国・在留手続等に関する専門相談を実施

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

③外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

市内及び近郊で外国人市民相談を行っている公的団体及びNGO等による外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）を年に4回開催し、専門家による研修を実施するとともに、参加者同士の意見交換を行う。

ウ. 通訳翻訳支援事業

①三者通訳事業

区役所職員からの依頼に基づき、電話・タブレットによる三者通訳（区職員・相談者・K I C職員による三者通話）を実施する。

○対応言語：10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

②同行通訳事業

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料

で派遣する同行通訳を実施する。

- 対応言語：11言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、
スペイン語、フィリピン語、フランス語
インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

③災害時通訳翻訳ボランティア事業

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民に対し、避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施する。

また、近畿地域の地域国際化協会連絡協議会9団体で災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修の共催実施なども行う。

エ. 日本語・文化学習支援事業

外国人市民に対して、日本語文化サポーター（登録者数約720人）が日本語及び日本文化（書道・華道）をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民への日本語学習等の支援、及び市民レベルでの国際交流を促進する。

（2）市民レベルの国際交流事業

ア. 神戸コミュニティフォーラム

文化や言語の異なる様々な背景を持つ外国人市民及び日本人を対象として、参加者が情報を共有するとともに、コミュニティのつながりを強めることを目的として、英語を使用して意見交換を行うフォーラムを神戸市との共催で実施する。

イ. 多文化交流会

国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流を促進するため、多文化交流会を開催する。

（3）国際化推進事業助成

民間団体が実施する市民啓発等を目的とした国際協力・国際交流事業や、外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行う。

（4）神戸市における地域日本語教育体制整備事業

日本語能力が十分でない外国人市民に対して、それぞれのライフスタイルと能力に応じて日本語を学習できる機会を提供することで、生活等に必要な日本語能力を身に付け、日本人も外国人も住みやすいまちづくりを実現する。

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターを設置し、地域や外国人の特性等

に対応した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室との連携・助言等を行い、地域日本語教育の総合的な体制づくりを行う。

- ア. 地域の日本語教室の訪問、同教室連絡会議の開催、日本語教室への助成を通じて「地域日本語教室との連携・支援」を図る。
- イ. 神戸国際協力交流センター内に「日本語学習サポートセンター」を設置、日本語教室およびボランティアのための相談業務、ボランティア養成講座、ボランティアのための研修会等を実施し、「日本語教育人材育成のための取り組み」を行う。
- ウ. 初級日本語クラスの開催（託児付きクラス、夜間クラス、オンラインクラスを含む）や夜間中学と連携した夜間クラスの実施、企業と日本語教師とのマッチングなどを実施する。

（５）ふたば国際プラザ運営

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢などの区別なく、市民が集い利用できる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」として、ふたば国際プラザ（長田区ふたば学舎内）を運営する。

- ア. 外国人市民に対する日本語学習支援、入国後間もない外国人を対象とした生活ガイダンスなど外国人市民に対する支援
- イ. 日本人と外国人がともに地域で生きるための相互理解・環境づくりのための日本人と外国人との交流の推進
- ウ. 外国人市民への支援人材の育成など

【留学生支援事業】

神戸市留学生奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップや市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解を促進する。

（１）奨学生事業

ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する私費留学生より 30 人を選考する。奨学金は神戸市で予算措置し、神戸市より奨学生に直接支給する。

イ. 奨学生関連事業

①市民との交流機会の提供

神戸市の奨学金を受給している奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生による自国文化の紹介セミナー等を開催する。

②奨学生同窓会の運営

奨学生及び奨学生OB・OGの結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深め、神戸との人的ネットワークの形成を図るため、同窓会を開催し、会報紙「夢 in KOBE」を作成・送付する。

③奨学生による神戸市情報の発信

奨学生が神戸の情報発信をする Facebook ページ「Kokko Kobe (ココ コウベ)」を運営するとともに、インスタグラムも活用して、奨学生による情報発信を行う。

(2) 文化施設見学支援

市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスKOBE）を発行する。

(3) 就職活動の支援

市内企業と留学生とのマッチングを目的として、神戸市海外ビジネスセンター等と連携して実施する「神戸グローバル人材ワーキング」や「外国人のための合同企業説明会」等に、日本企業への就職を希望する奨学生等の参加を呼びかけ、地元企業への就職を促す。また、留学生に対する面談や個別指導を行うとともに、大学のキャリアサポートセンターを始め、留学生の就職に係る関係団体との連携強化を図る。

(4) 大学の同窓会組織との連携強化及び菅原奨学金奨学生同窓会との交流

海外にある神戸大学留学生同窓会等と連携し、当財団の留学生支援施策や神戸の最近の状況について現地を訪問のうえ情報提供をするなど、奨学生OB・OGを含めた神戸にゆかりのある留学生とのつながりの強化を図る。

【海外事務所の運営事業及びその他の事業】

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施する。

(1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

ア. 友好都市交流事業

- 天津市との教育・港湾・医療交流など友好交流事業の連絡調整
- ジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続について、中国政府外交部や中国国家林業・草原局、中国野生動物保護協会など政府関係機関との連絡調整

イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ジェトロ対日投資セミナーへの出展
- 神戸への企業誘致、地元企業の進出サポート

ウ. 国際医療交流及びスタートアップ交流の推進

- 国際医療交流会及び国際医療交流推進会議や、天津市等主催の「世界知能大会」への参加、現地医療機関及び国際医療コーディネート企業との連絡調整など、神戸医療産業都市の中国との国際医療交流の推進に係る連絡調整
- 天津医科大学及び神戸大学との医療交流の推進に係る連絡調整
- 中国のスタートアップが集積する北京や深センとの経済交流の推進

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 天津伊勢丹と連携した神戸の地場産品の物産展の開催と観光 PR の実施に係る連絡調整
- 自治体国際化協会、日本政府観光局及び神戸観光局と連携した、中国最大規模の旅行博である「北京国際旅行博覧会」への出展支援
- 中国の SNS「微博」（ウェイボー）を通じた神戸の観光情報発信のプロモーション支援

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部・北京支部及び神戸ゆかりの留学生を通じた神戸の情報発信の推進
- スマートシティなど市政の重要政策に係る現地情報収集と調査報告書の作成
- 天津市政府をはじめとする各種視察の受入れ調整

(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

ア. 都市間交流促進事業

- 阪神国際港湾(株)からの研修生受入れ、神戸市外国語大学からのインターンシップ受入れ
- 平成 29 年 2 月の「国際港湾会議」において、MOU 協定を締結した上海港との協力関係の推進

イ. 船社、貨物、客船の誘致

- 神戸港の現況や神戸港利用時のインセンティブ制度等を説明する「神戸のつどい in 上海」セミナーの開催
- 貨物船及びクルーズ船の神戸港への誘致

ウ. ビジネスチャンスの創出及び企業支援

- 上海進出日系企業への訪問、情報提供（神戸港のインセンティブ制度など）
- セミナー出席者や百貨店関係者等への神戸商品の PR

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 「上海国際輸入博覧会」、「香港ジュエリーフェア」へ参加し神戸の地元企業等とともに神戸パールの PR
- 神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事を中国の SNS「微信」(We Chat、中国版 LINE) や「Youku」(ようく、中国版 YouTube) 等を通じた情報発信
- 上海市内の百貨店における神戸物産展の開催

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 上海を中心とした中国国内の物流動向の調査
- 上海及び近郊都市で開催される会議、及び視察受入れにかかる現地政府との連絡・調整
- 上海で活躍する奨学生（菅原奨学金）OB・OG会、コウベ・インターナショナル・クラブ in 上海の開催支援

【その他の事業】

(1) 神戸市外国語大学との連携事業

平成 24 年 4 月に締結した連携協力協定に基づき、カンボジアにおける教育人材育成事業において、神戸市外国語大学の専門家による指導・助言等の連携協力を得て進めるとともに、各種の多文化共生・交流事業学生へのボランティアの参画や、互いが実施する各種の国際協力・交流・多文化共生事業等の情報発信についても連携協力を行う。

(2) 関西領事団支援

在関西の各国総領事館・名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営を支援するとともに、同事務所を通じて神戸市の情報の発信等を行う。

2 経営改善の取組み状況

経費削減に向けた事務事業の見直しと神戸市補助金以外の財源の維持・拡大に努め、収支均衡による運営を行う。

また、職員がいきいきと働くことができるようにするため「働き方改革」を推進し、I C Tを積極的に活用し効果的で効率的な業務の遂行に努める。

引き続き国際協力・交流団体等とより緊密に協力・連携することで民間人材・資源の有効活用を図り、多様化する市民ニーズに対応していく。

3 事業別予定収支計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	233,188,000	公益目的事業会計	233,313,000
国際協力事業収入	47,925,000	国際協力事業支出	47,925,000
		事業費支出	47,572,000
		特定資産取得支出	353,000
国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	119,268,000	国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出	119,393,000
		事業費支出	117,468,000
		特定資産取得支出	1,925,000
海外事務所運営事業収入	65,995,000	海外事務所運営事業支出	65,995,000
収益事業等会計	12,965,000	収益事業等会計	12,889,000
利用者等利便事業収入	196,000	利用者等利便事業支出	120,000
その他事業(連携・支援)収入	12,769,000	その他事業(連携・支援)支出	12,769,000
法人会計	16,127,000	法人会計	14,838,000
管理収入	16,127,000	管理支出	14,382,000
		特定資産取得支出	456,000
当期収入合計(A)	262,280,000	当期支出合計(D)	261,040,000
前期繰越収支差額(B)	5,291,645	当期収支差額(A) - (D)	1,240,000
収入合計(A) + (B) = (C)	267,571,645	次期繰越収支差額(C) - (D)	6,531,645

4 予定正味財産増減計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	17,867,000	
受取補助金等	242,283,000	
雑収益	196,000	
経常収益計		262,280,000
(2) 経常費用		
事業費	246,202,000	
管理費	14,838,000	
経常費用計		261,040,000
当期経常増減額		1,240,000
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		0
(2) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		1,240,000
一般正味財産期首残高		27,041,929
一般正味財産期末残高		28,281,929
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	0	
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 5,018,000	
当期指定正味財産増減額		△ 3,084,000
指定正味財産期首残高		321,929,883
指定正味財産期末残高		318,845,883
当期正味財産増減額		△ 1,844,000
正味財産期首残高		348,971,812
III 正味財産期末残高		347,127,812

5 予定貸借対照表

(令和3年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	44,741,314	未払金	34,773,449
未収金	4,817,182	前受金	9,000
前払金	1,078,465	預り金	266,892
流動資産合計	50,636,961	賞与引当金	2,785,350
2. 固定資産		仮受金	0
(1) 基本財産		流動負債合計	37,834,691
投資有価証券	299,971,767	2. 固定負債	
基本財産引当預金	28,233	退職給付引当金	4,798,606
基本財産合計	300,000,000	固定負債合計	4,798,606
(2) 特定資産		負債合計	42,633,297
建物附属設備	1,020,944	III 正味財産の部	
什器備品	2,272,626	1. 指定正味財産	
ソフトウェア	1,786,050	受取補助金	4,079,980
減価償却引当資産	12,039,171	寄附金	314,765,903
修繕積立資産	2,000,000	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
財政調整積立資産	9,661,997	(うち特定資産への充当額)	(18,845,883)
アジア国際協力積立資産	3,765,903	指定正味財産合計	318,845,883
退職給付引当金資産	4,738,606	2. 一般正味財産	
特定資産合計	37,285,297	一般正味財産	28,281,929
(3) その他固定資産		(うち基本財産への充当額)	(0)
建物附属設備	1,131,125	(うち特定資産への充当額)	(23,701,168)
什器備品	707,726	一般正味財産合計	28,281,929
その他固定資産合計	1,838,851	正味財産合計	347,127,812
固定資産合計	339,124,148	負債及び正味財産合計	389,761,109
資産合計	389,761,109		

6 事業別予定収入明細書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	233,188,000	17,867,000	215,321,000	0
国際協力事業収入	47,925,000	17,035,000	30,890,000	0
国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	119,268,000	832,000	118,436,000	0
海外事務所運営事業収入	65,995,000	0	65,995,000	0
収益事業等会計	12,965,000	0	12,769,000	196,000
利用者等利便事業収入	196,000	0	0	196,000
その他事業(連携・支援)収入	12,769,000	0	12,769,000	0
法人会計	16,127,000	0	14,193,000	1,934,000
管理収入	16,127,000	0	14,193,000	1,934,000
合 計	262,280,000	17,867,000	242,283,000	2,130,000

7 事業別予定支出明細書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	233,313,000	60,850,000	170,185,000	2,278,000
国際協力事業支出	47,925,000	27,150,000	20,422,000	353,000
事業費支出	47,572,000	27,150,000	20,422,000	0
特定資産取得支出	353,000	0	0	353,000
国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出	119,393,000	33,700,000	83,768,000	1,925,000
事業費支出	117,468,000	33,700,000	83,768,000	0
特定資産取得支出	1,925,000	0	0	1,925,000
海外事務所運営事業支出	65,995,000	0	65,995,000	0
収益事業等会計	12,889,000	0	12,889,000	0
利用者等利便事業支出	120,000	0	120,000	0
その他事業(連携・支援)支出	12,769,000	0	12,769,000	0
法人会計	14,838,000	8,223,000	6,159,000	456,000
管理支出	14,382,000	8,223,000	6,159,000	0
特定資産取得支出	456,000	0	0	456,000
合 計	261,040,000	69,073,000	189,233,000	2,734,000

8 収支予算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,934,000	
事業収入	17,867,000	
補助金等収入	242,283,000	
雑収入	196,000	
事業活動収入計		262,280,000
2. 事業活動支出		
事業費支出	243,924,000	
管理費支出	14,382,000	
事業活動支出計		258,306,000
事業活動収支差額		3,974,000
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
短期貸付金戻り収入	0	
投資活動収入計		0
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	2,734,000	
短期貸付金支出	0	
投資活動支出計		2,734,000
投資活動収支差額		△ 2,734,000
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		5,291,645
次期繰越収支差額		6,531,645

「令和2年度（公財）神戸国際協力交流センター事業概要」

令和2年7月 印刷

編集：（公財）神戸国際協力交流センター

